

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し随意契約の相手方の候補者とする手続（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

平成28年8月10日

北海道知事 高橋 はるみ

1 公募型プロポーザル方式に付す事項

(1) 事業名

「北海道150年事業」PR活動支援業務

(2) 業務の目的

本道が「北海道」と命名されてから150年目となる2018年に実施する記念事業（以下「北海道150年事業」という。）に向けて、効果的なPR活動を実施することによって、道民の認知度の向上と気運の醸成を図ることを目的とする。

(3) 業務の内容

ア 効果的なPR活動実施の支援

「北海道150年事業」を道内の幅広い世代の方々や海外に発信するため、マスメディアとの連携・協働のほか、イベント会場でのPR、ウェブサイトやソーシャルメディアの活用等を組み合わせ、効果的なPR活動実施を支援する。

なお、PR活動の手法は、上記の手法に限定しない。

イ PR活動に使用する資材の作成

PR活動に使用する資材を次のとおり作成する。

(ア) イベント会場でのPRで配布するなど、「北海道150年事業」のPR用チラシ・ポスターを作成する。規格は指定せず、紙媒体でチラシ10,000部、ポスター2,500部とする。

(イ) チラシ・ポスターのほか、PR活動に使用する資材を作成する。

ウ 北海道150年事業のロゴマークの作成

北海道150年事業全体のPRや個別事業のPR等に使用するロゴマークを平成28年12月末までに作成する。

その際、次の条件に留意する。

- ・「北海道150年事業基本方針」（平成28年10月策定予定）の趣旨に沿ったものとする。
- ・「150」を必ず使用すること。
- ・ロゴマークの作成過程をPR活動の一環とするため、公募方式で作成すること。
- ・ロゴマークは、指定する北海道150年事業のキャッチフレーズと一体使用した場合の効果に留意すること。

なお、北海道150年事業の終了後に、ロゴマークのデザインの一部を修正して使用する場合がある。

エ 報告書の作成

(ア) (1)から(3)の実施結果等を取りまとめた報告書及びPR活動支援業務全体を集約したPR資材となる小冊子を作成する。

(イ) 報告書は紙媒体（A4版）20部、小冊子は紙媒体（A4版6枚程度）5,000部とし、作成したチラシ・ポスター、報告書及び小冊子の電子データを含む電子媒

体（CD-ROM又はDVD-ROM）1部を作成する。
※本委託事業における成果品（データ）の所有権及び著作権は道に帰属する。

2 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 単独法人又は複数の法人による連合体（以下「コンソーシアム」という。）であること。
- (2) 単独法人及びコンソーシアムの構成員は、次の要件を全て満たしていること。
 - ア 道内に本社若しくは事業所等（本事業を実施するために設置する場合を含む。）を有する法人、又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人を除く。
 - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。
 - ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
 - エ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号）第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。
 - オ 暴力団関係事業者等ではないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
 - カ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - (ア) 道税（個人の道税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
 - (イ) 本社が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
 - (ウ) 消費税及び地方消費税
 - キ コンソーシアムの構成員が単独企業、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。

3 担当部局

北海道総合政策部政策局参事（担当：武藤）

郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目（本庁舎3階）

電話番号 011-231-4111（内線 21-277）

011-204-5995

F A X 011-232-6313

4 参加表明書の提出期限、場所及び方法

- (1) 公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、次のアからウまでに定めるところにより参加表明書を提出し、2に掲げる資格を有するかどうかの審査を受けなければならない。
 - ア 提出期限
平成28年8月19日（金）15:00（必着）
 - イ 提出場所
3に同じ
 - ウ 提出方法
持参又は郵送（配達記録、簡易書留、書留のいずれかによる。）
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を通知する。

5 企画提案説明書等の交付期間及び方法

(1) 交付期間

平成28年8月10日（水）から平成28年8月19日（金）まで

なお、3における交付時間は、8：45から17：30まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

(2) 交付方法

3で交付する。

なお、北海道のホームページにおいてダウンロードすることができる。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/>

6 企画提案書の提出期限、場所及び方法

(1) 4の参加資格の審査により参加資格を有すると認める者には、企画提案書の提出要請を行う。

(2) 前項(1)の提出要請を受けた者は、次のアからウまでに定めるところにより企画提案書の提出を行うことができる。

ア 提出期限

平成28年8月29日（月）15：00（必着）

イ 提出場所

3に同じ

ウ 提出方法

持参又は郵送（配達記録、簡易書留、書留のいずれかによる。）

7 提案の無効

公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案は無効とする。

8 最良の提案をした者の選定方法

あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された企画提案書を評価し、最良の提案をした者（以下「特定者」という。）を選定する。

9 契約手続

特定者を見積書徴取の相手方に決定したときは、別途財務会計法令の規定により契約手続を行う。

10 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本円

(2) 契約書作成の要否

必要

(3) プロポーザル審査会（ヒアリング）に関する説明

提出された企画提案書の内容についてヒアリング審査を行う。

ただし、企画提案書の提出件数が10件を超えた場合には、事前に書類選考を行い概ね10件程度のヒアリング審査参加者を選定する。

なお、ヒアリングの日時、場所は別途通知する。

(4) その他の留意事項

- ア 企画提案書の作成・提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- イ 企画提案書のヒアリングに参加しなかった場合の企画提案は無効とする。
- ウ 審査結果及び特定者名は公表する。
- エ 詳細は、企画提案説明書等による。